

名古屋市上下水道局における  
現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する Q & A  
(土木工事)

現場代理人の常駐義務緩和及び兼務にあたっては、大前提として現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないことが必要となります。

現場代理人の常駐義務の考え方

Q 1 : 現場代理人の職務とは

A 1 : 現場代理人の職務は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、約款第 11 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

Q 2 : 現場代理人の常駐義務とは

A 2 : 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。運営、取締りとは、請負契約に基づく工事の施工に関し、請負者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

Q 3 : 現場代理人の常駐義務の緩和とは

A 3 : 発注者は、契約約款の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

現場代理人の兼務の内容について

Q 4 : 今回の試行の内容は

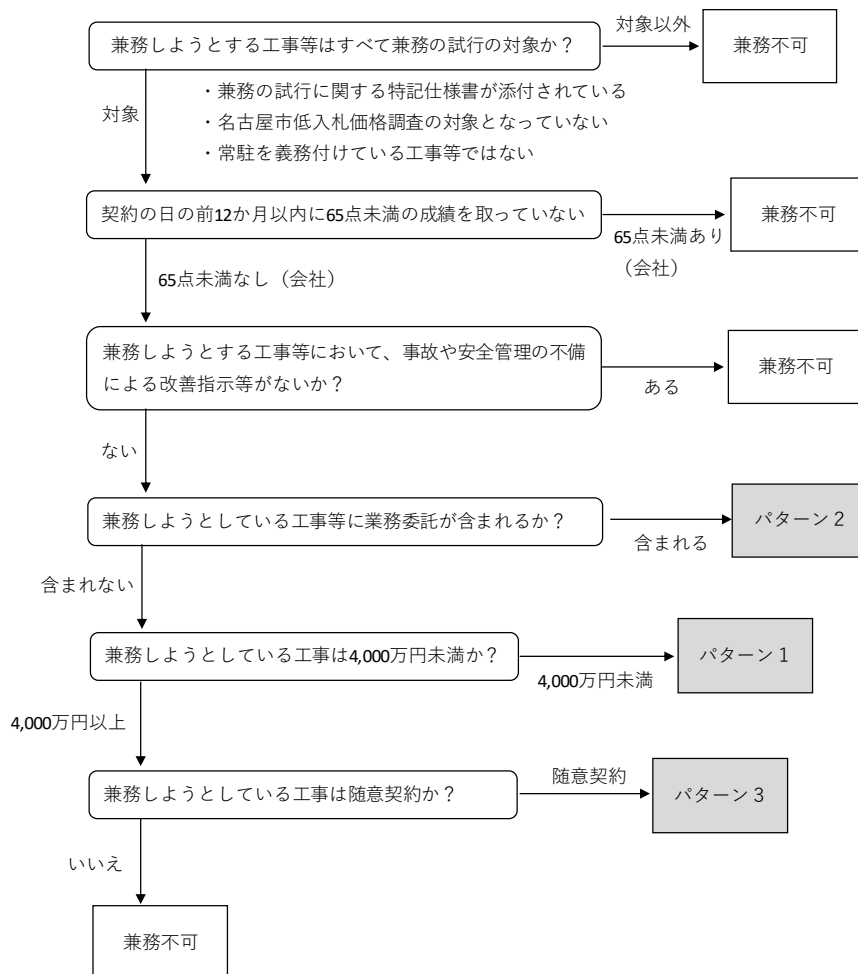
A 4 : 請負代金額が4,000万円未満の工事の代理人は、他の業務委託又は4,000万円未満の工事の代理人と兼務することができるようになりました。  
ただし、要綱に記載された要件を満たす場合に限られます。

Q 5 : 要件を満たしていればすべての工事等が従事可能であるのか

A 5 : 当局が代理人の常駐を義務付けている場合は除かれます。業務委託において、代理人の常駐を義務付けている場合は、兼務の試行の対象外となります。また、該当する全ての工事等の監督員の承認を得ることが必要となります。

Q 6 : 兼務できる件数・組み合わせがよくわからない。

A 6 : 以下のフロー図、パターンを参考にしてください。



【パターン 1 の場合の兼務組み合わせ例】

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の A 工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 同一区内または直径 10 km の円内</li> </ul> |
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の B 工<br>事の代理人 |   |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の A 工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 同一区内または直径 10 km の円内</li> </ul> |
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の B 工<br>事の代理人 |   |
| 少額随契の C 工事の代理人                       |   |

※少額随契の工事は、要綱第 4 条第 1 項を適用

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の A 工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 同一区内または直径 10 km の円内</li> </ul> |
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の B 工<br>事の代理人 |   |
| 緊急随契の D 工事の代理人                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督課公所の制限なし</li> <li>・ 距離の制限なし</li> </ul>           |

※緊急随契の工事は、要綱第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 9 号のみ適用

【パターン 2 の場合の兼務組み合わせ例】

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の A 工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 距離の制限なし</li> </ul> |
| E 業務委託(金額制限なし)の代理人                   |   |

※業務委託の代理人は常駐を義務づけられていないこと

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 請負金額 4,000 万円未満(当初・税込)の A 工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 同一区内または直径 10 km の円内</li> </ul> |
| 少額随契の C 工事の代理人                       |   |
| E 業務委託(金額制限なし)の代理人                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 距離の制限なし</li> </ul>             |

※少額随契の工事は、要綱第 4 条第 1 項を適用

【パターン3の場合の兼務組み合わせ例】

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 請負金額4,000万円以上(当初・税込)のF工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の監督課公所</li> <li>・ 同一区内または直径10kmの円内</li> </ul> |
| 少額随契のG工事の代理人                     |  |

※少額随契の工事は、要綱第4条第1項を適用

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 請負金額4,000万円以上(当初・税込)のF工<br>事の代理人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督課公所の制限なし</li> <li>・ 距離の制限なし</li> </ul> |
| 緊急随契のH工事の代理人                     |   |

※緊急随契の工事は、要綱第4条第1項第1号、第3号及び第9号のみ適用

Q7：土木工事共通仕様書に規定された現場代理人の常駐を要しない期間は兼務が可能か

A7：常駐を要しない期間も含め、要件を満たしている場合は兼務が可能となります。ただし、常駐を要しない期間も兼務件数に含めて判断します。

Q8：変更契約によって請負金額が4,000万円を超えた場合は、どうなるのか

A8：4,000万円は当初請負金額（税込）で判断するものとします。当初請負金額が4,000万円未満であった工事が、変更により4,000万円を超えた場合であっても、引き続き代理人の兼務は可能です。

Q9：「土木工事」と「設備系工事」の区分はどうなっているか

A9：今回の試行においては、「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（土木工事）」が添付されたものを「土木工事」。「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（設備系工事）」が添付されたものを「設備系工事」と区分します。「土木工事」と「設備系工事」の双方で兼務する事はできません。業務委託に関しては、「土木」「設備」の区分はありません。

Q10：当該工事が兼務可能かどうかはどう判断すればいいか

A10：設計図書に兼務に係る特記仕様書が添付されており、常駐を義務付けていない場合は、要件を満たせば兼務可能となります。

Q 1 1 : 令和 5 年 1 月 1 日より前に契約し、令和 5 年 1 月 1 日時点で契約工期内の工事は、令和 3 年 8 月 1 日施行の要綱と令和 5 年 1 月 1 日施行の要綱のどちらが適用されるのか

A 1 1 : 令和 5 年 1 月 1 日からは、令和 5 年 1 月 1 日施行の要綱が適用されます。

Q 1 2 : 設計図書に兼務可能と合っても兼務できない場合はあるのか

A 1 2 : 設計図書の記載はあくまでも要件を満たせば可ということです。したがって、実際に兼務する場合は、要綱の要件を満たす必要があります。

Q 1 3 : 兼務する代理人以外が 65 点未満の成績をとっていても兼務できないのか

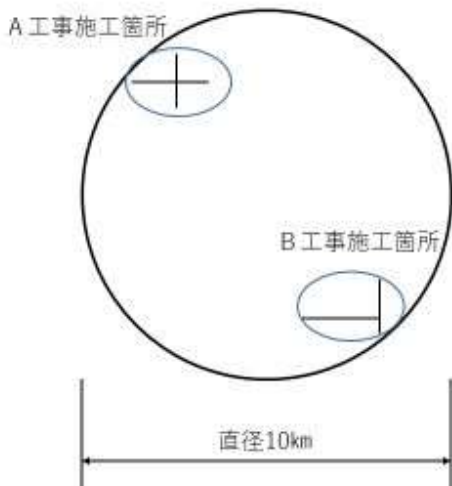
A 1 3 : 65 点未満の成績は、代理人ではなく会社全体が対象です。

Q 1 4 : 直径 10 km の円内はどのように判断するのか。また、一つの工事で複数箇所のある場合（〇〇始め 3 箇所等）の取扱いは

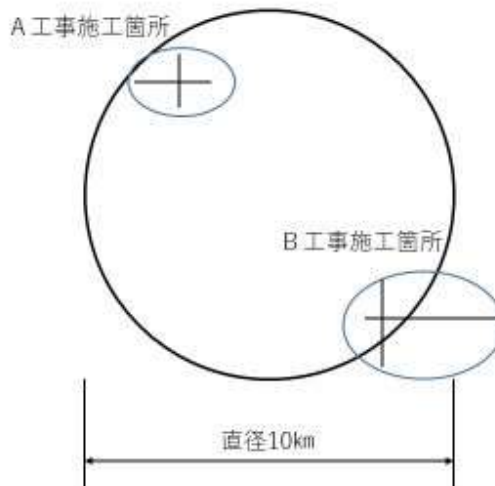
A 1 4 : すべての工事現場が直径 10 km の円内に収まる状態とします。一つの工事で複数箇所のある場合も、すべての工事現場が 10 km の円内に収まる場合に兼務の対象とします。

#### 兼務工事の距離イメージ

1. A 工事、B 工事（兼務可）

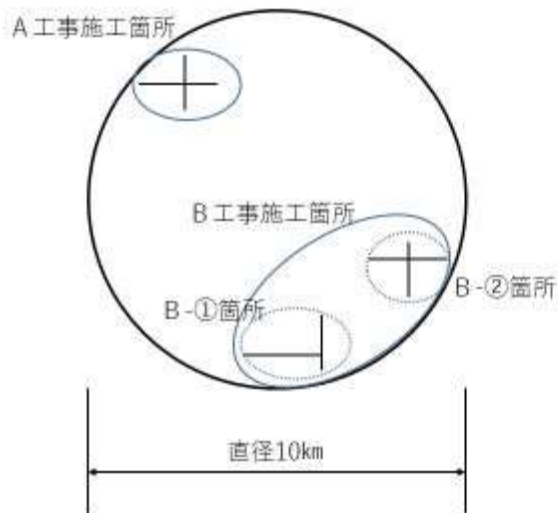


2. A 工事、B 工事（兼務不可）

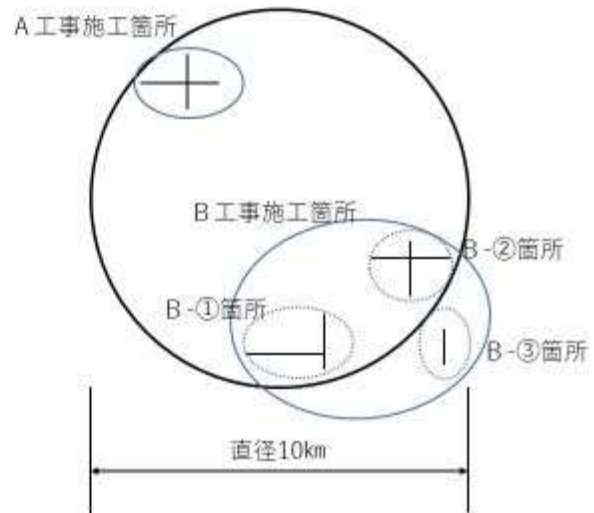


※工事現場が全て10km円内に収まること

2.始め○箇所工事の場合（兼務可）



3.始め○箇所工事の場合（兼務不可）



※1 契約で複数の工事箇所がある場合も、すべての工事現場が10km円内に収まること

Q 1 5 : 一つの工事で複数箇所の現場がある場合で、すべての工事現場が 10 km の円内に収まっていない工事は兼務できないのか。

A 1 5 : 一つの工事ですべて工事現場が 10 km の円内に収まっていない場合、他の工事との兼務はできません。ただし、業務委託および緊急随契は距離の制限がありませんので、要件を満たせば兼務することができます。

Q 1 6 : 連絡員は各現場に配置しなければいけないのか？また元請会社の社員でないとダメか？何か資格は必要か？誰が連絡員か分かるようにしなければならないか

A 1 6 : 連絡員は各現場に配置する必要があります。また、元請会社の社員である必要はなく特に資格も必要ありませんが、監督員や現場代理人と常に連絡がとれ、適切な現場管理・安全管理ができる者であることが必要です。連絡員を置く場合は、現場に掲示する緊急連絡体制表等に連絡員が誰かわかる様に明示してください。合わせて、腕章等でわかりやすくしてください。

Q 1 7 : 工事現場に駐在したことの記録とはどのようなものか

A 1 7 : 日時、場所が確認できる方法とすること（写真等）。記録に関しては、監督員から提出を求められた場合に提示すること。

Q 1 8 : 代理人の所在を明らかにしておく必要があるのか

A 1 8 : 監督員からの指示に的確に対応できるよう、どの時間帯にどの現場に駐在する予定であるかを週報等で監督員に報告しておいてください。また、監督員から現場への駐在の指示があった場合には、別の工事の監督員の了承を得て当該現場へ駐在するようにしてください。

Q 1 9 : 代理人を兼務している工事でその主任技術者も兼務できるのか

A 1 9 : 建設業法で認められる範囲であれば、その主任技術者も兼務することができます。

Q 2 0 : 代理人を兼務していない工事の主任技術者とは兼務できるのか

A 2 0 : 代理人の兼務をする場合、いずれかの現場に常駐する必要があります。したがって、それ以外の工事の主任技術者は兼務できません。

#### 兼務の手続きについて

Q 2 1 : 新たな工事の現場代理人を兼務したい場合には、どのような書類を提出するのか。

A 2 1 : 兼務を希望するすべての工事の監督員に「現場代理人兼務承認願」を提出して承認を得る必要があります。現場の状況等によって兼務が承認されない場合がありますのでご注意ください。

Q 2 2 : 兼務承認願には、添付する書類などが必要か。

A 2 2 : 兼務の要件を満たしていることが確認できるように、兼務を希望する工事が 10 km の円内にあることが確認できる資料を添付してください。同一区内の場合は、省略できます。

Q 2 3 : 兼務する工事等が業務委託の場合、業務委託の監督員にも承認願を提出するのか

A 2 3 : 業務委託は、設計図書で特別に代理人の現場への常駐を定めている場合以外は、現場への常駐義務はありませんので、業務委託の監督員へは書類を提出する必要はありません。

Q 2 4 : 連絡員を施工計画書の緊急時の体制に記載する必要があるか

A 2 4 : 緊急時に代理人が現場にいない場合があるため、連絡員も記載してください。

Q 2 5 : 連絡員を変更することはできるのか

A 2 5 : 同一の人であることが望ましいですが、変更することは可能です。工事打合せ簿にて監督員に協議してください。

Q 2 6 : 兼務している他の工事が早く完了した、工期延期した、途中で他の現場代理人に変更したなどの場合はどうしたらよいか

A 2 6 : 兼務に係るすべての監督員に、打合せ簿にて報告してください。

#### 兼務の不承認・解除について

Q 2 7 : 兼務を認められない場合とはどのような場合か。

A 2 7 : 要綱第 4 条第 1 項の要件に該当していない場合です。第 4 条第 1 項第 3 号として、当該現場において請負事故や公衆損害事故が発生している場合、安全管理の不備などにより監督員から改善指示や改善命令を受けている場合などは兼務を承認されないこととなります。

Q 2 8 : 工事途中で兼務を取り消される場合は、具体的にどのような場合か

A 2 8 : 安全対策の不徹底により事故が発生した場合、又はその恐れがある場合。代理人がどの現場にも駐在していない、連絡がつかない場合などは兼務を解除することが考えられます。

Q 2 9 : 工事途中で兼務を取り消された場合はどうすればよいか

A 2 9 : すみやかに当該工事又は兼務している工事等に新たな代理人を配置してください。

Q 3 0 : 兼務を認められなくなって新たな代理人を配置する場合、どの現場に新たな代理人を配置すればよいか

A 3 0 : 兼務に係るすべての監督員と協議の上、どの現場に新たな代理人を配置するか決めてください。

Q 3 1 : 新たな代理人を配置できない場合はどうすればよいか

A 3 1 : 新たな代理人が配置されていない工事等に関しては、代理人の配置がなされるまでの間、工事を中断することとなります。代理人の配置がなされない場合は、契約約款上の義務違反となる場合があります。



(参考) 手続きフロー

| A工事 (1 件目)   | B工事 (2 件目)  | C工事 (緊急随契)   |
|--|---|--|
| <p>B工事との兼務に ←<br/>ついて兼務願 (様式 1-1)<br/>提出<br/>↓<br/>承認 (様式 1-2) →</p>   | <p>契約<br/><br/>A工事との兼務に<br/>ついて兼務願 (様式 1-1)<br/>提出<br/>↓<br/>承認 (様式 1-2)<br/>↓<br/>現場代理人届提出</p> |  |
| <p>B、C工事との兼務に ←<br/>ついて兼務願 (様式 1-1)<br/>提出<br/>↓<br/>承認 (様式 1-2) →</p> | <p>A、C工事との兼務に ←<br/>ついて兼務願 (様式 1-1)<br/>提出<br/>↓<br/>承認 (様式 1-2) →</p>                          | <p>契約<br/><br/>A、B工事との兼務につ<br/>いて兼務願 (様式 1-1) 提<br/>出<br/>↓<br/>承認 (様式 1-2)<br/>↓<br/>現場代理人届提出</p> |